

5

資料



資料

1 定款

社会福祉法人柏市社会福祉協議会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、柏市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

必須事項

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) その他法人の目的達成のため必要な事業

2 自主(補助)事業は以下の各号に定めるものとする。

- (1) 地域活動拠点事業
- (2) 総合相談支援事業
- (3) 福祉資金貸付事業
- (4) 地区社会福祉協議会事業
- (5) ボランティアセンター事業
- (6) 福祉教育事業
- (7) 住民参加型在宅福祉サービス(さわやかサービス)事業

- (8) 移動サービス事業
- (9) 成年後見事業
- (10) 基金運営事業
- (11) 生活支援人材無料職業紹介事業

3 受託事業は以下の各号に定めるものとする。

- (1) かしわファミリー・サポート・センター事業
- (2) 柏市家事・育児支援業務
- (3) 生活福祉資金及び老障資金貸付事業
- (4) 介護支援サポーター制度事業
- (5) いきいきプラザ介護予防事業
- (6) 福祉サービス利用援助事業
- (7) 柏市市民後見推進事業
- (8) 沼南地域包括支援センター事業
- (9) 自殺予防対策地域普及啓発事業
- (10) 柏市介護予防センターいきいきプラザの管理業務
- (11) 生活支援体制整備事業
- (12) 柏市地域子育て支援拠点事業

4 指定管理事業は以下に定めるものとする。

- (1) 柏市老人福祉センターの管理及び運営

5 団体事務局は以下に定めるものとする。

- (1) 民生委員児童委員協議会事務局(名称)

第3条 この法人は、社会福祉法人柏市社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

(事務所の所在地)

第5条 この法人の事務所を、千葉県柏市柏五丁目11番8号に置く。

第2章 役員

(役員の数)

第6条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 17名
- (2) 監事 2名

2 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに3名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(会長、副会長の選任及び法人の代表権)

第7条 この法人に、理事たる会長1名、副会長2名を置き、理事の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を統括し、この法人を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した副会長が、順次にその職務を代理する。
- 4 会長、副会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した理事が、順次にその職務を代理する。
- 5 会長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、第2項の規定にかかわらず、理事会において選任する他の理事が会長の職務を代理する。

(常務理事)

第8条 この法人に常務理事1名を置き、理事の中から会長が指名する。

2 常務理事は会長、副会長を補佐し、会長の命を受けて、この法人の常務を処理する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 会長、副会長、常務理事任期は、理事としての在任期間とする。

(役員選任等)

第10条 理事は、評議員会において選任し、会長が委嘱する。

- 2 監事は、評議員会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第11条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによつては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関する規程は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(理事会)

第12条 この定款に別段の定めのあるもののほか、この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は会長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、会長がこれを招集する。
- 3 会長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結

果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

10 理事会に部会を設置することができる。

(監事による監査)

第 13 条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び柏市長に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

第 3 章 顧問

(顧問)

第 14 条 この法人に顧問若干名を置く。

2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。

4 任期については、役員の任期に準ずる。

第 4 章 評議員及び評議員会

(評議員及び評議員会)

第 15 条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、36 名の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、会長が招集する。

4 会長は、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会に、議長を置く。

6 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

7 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

8 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び評議員会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

9 この定款に別段の定めのあるもののほか、評議員

会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

10 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

11 議長及び評議員会において選任した評議員 2 名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

12 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによつては、支給しない。

13 評議員には費用を弁償することができる。

14 前 2 項に関する規程は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(評議員会の権限)

第 16 条 この定款に別段の定めのある場合を除くほか、次に掲げる事項については理事会の同意を経て、原則として評議員会の議決を得なければならない。

(1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告

(2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(3) 定款の変更

(4) 合併

(5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）

(6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定

(7) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第 17 条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛同して

協力する者の中から理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

3 評議員の選任に関する規程は、別に定める。
(評議員の任期)

第18条 評議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠によって就任した評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会員

(会員)

第19条 この法人に、会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、別に定める。

第6章 委員会

(委員会)

第20条 この法人に、委員会を置く。

2 委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

3 委員会に関する規程は、別に定める。

第7章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第21条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 この法人に、事務局長を1名置くほか、職員若干名を置き、会長が任免する。

3 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の区分)

第22条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、

運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の四種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 4,000,000円

(2) 建物 千葉県柏市風早一丁目2番地2所在
鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
事務所 1棟 (1836.98㎡)

3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第31条に掲げる公益を目的とする事業及び第33条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第23条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決を経て柏市長の承認を得なければならない。

(資産の管理)

第24条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、管理するものとする。

(特別会計)

第25条 この法人は、特別会計を設けることができる。
(予算)

第26条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、会長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。
(決算)

第27条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に会長において作成し、監事の監査を経てから、

理事会の認定を得、評議員会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人の会員及びこの法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第 28 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終る。

(会計処理等)

第 29 条 この法人の会計処理状況は、常に明確にしておかなければならない。

- 2 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 30 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。

第 9 章 公益を目的とする事業

(種別及び運営管理)

第 31 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

自主(補助)事業

- (1) 沼南社会福祉センターの設置経営
指定管理事業

- (2) 柏市地域福祉センターの管理及び運営

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第 32 条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第 10 章 収益を目的とする事業

(種別及び運営管理)

第 33 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

自主事業

- (1) 自動販売機の設置経営

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第 34 条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和 33 年政令第 185 号)第 4 条及び平成 14 年厚生労働省告示第 283 号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

第 11 章 解散及び合併

(解散)

第 35 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

- 2 社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に規定する解散をする場合には、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決により、柏市長の認可又は認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第 36 条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決により、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第 37 条 合併しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決により、柏市長の認可を受けなければならない。

第12章 定款の変更

(定款の変更)

- 第38条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、柏市長の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を柏市長に届け出なければならない。

第13章 公告の方法、その他

(公告の方法)

- 第39条 この法人の公告は、社会福祉法人柏市社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、柏市広報紙及びこの法人の機関紙に掲載して行う。

(施行細則)

- 第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事	田 中 貞 雄	松 崎 良 太 郎
	仲 澤 ま さ の	高 橋 庄 次 郎
	後 藤 正 作	豊 島 陽 風
	日 暮 甚 市	伊 藤 紫 朗
	友 野 友 市	石 井 正 孝
	井 上 長 次	長 山 巍
	坂 巻 貞 子	平 川 徳 之
	多 田 秀 雄	—
監事	及 川 清 吉	染 谷 喜 市

- 2 この定款は、昭和47年3月21日から施行する。
(認可)

附 則

この定款は、昭和55年9月25日から施行する。
(一部変更認可)

附 則

この定款は、昭和59年12月27日から施行する。
(一部変更認可)

附 則

- 1 この定款は、平成8年9月17日から施行する。
- 2 この定款施行の際、従前の規程によりなされた決定その他の手続きは、この定款によってなされたものとみなす。

附 則

この定款は、平成10年12月17日から施行する。
(一部変更認可)

附 則

この定款は、平成12年3月30日から施行する。
(一部変更認可)

附 則

この定款は、平成12年10月23日から施行する。
(一部変更認可)

附 則

- 1 この定款は、平成13年4月16日から施行する。
(一部変更認可)

- 2 平成13年4月6日付けの定款変更の許可申請に伴い増員された理事3名の任期は、定款第9条の規定にかかわらず、平成14年7月3日までとする。

附 則

この定款は、平成15年5月19日から施行する。
(一部変更認可)

附 則

この定款は、平成16年6月14日から施行する。
(一部変更認可)

附 則

- 1 平成16年12月24日付け千葉県知事認可の定款(以下「合併後の定款」という。)は、社会福祉法人沼南町社会福祉協議会(以下「沼南町社協」という。)との合併が成立した日(以下「施行日」という。)から施行する。(一部変更認可)
- 2 合併後の定款第6条第1項の規定の適用については、施行日から平成17年7月3日までの間にあっては、同項中「理事18名」を「理事21名」

とする。

- 3 合併後の定款第 15 条第 2 項の規定の適用については、施行日から平成 17 年 6 月 25 日までの間にあっては、同項中「評議員 40 名」を「評議員 45 名」とする。
- 4 施行日の前日において、合併前の沼南町社協の理事のうち正副会長の職にあった者 3 名については、合併後の定款第 10 条第 1 項の規定にかかわらず、施行日において、合併後の社会福祉法人柏市社会福祉協議会理事に選任されたものとみなす。
- 5 第 2 項及び第 3 項の規定により、理事及び評議員に選任された者の任期は、合併後の定款第 9 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、理事については施行日から平成 17 年 7 月 3 日までの間、評議員については施行日から平成 17 年 6 月 25 日までの間とする。

附 則

この定款は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。
(一部変更認可)

附 則

この定款は、平成 19 年 6 月 18 日から施行する。
(一部変更認可)

附 則

この定款は、平成 20 年 5 月 7 日から施行する。
(一部変更認可)

附 則

この定款は、平成 22 年 6 月 15 日から施行する。
(一部変更認可)

附 則

この定款は、平成 23 年 6 月 17 日から施行する。
(一部変更認可)

附 則

この定款は、平成 24 年 3 月 30 日から施行する。
(一部変更認可)

附 則

この定款は、平成 25 年 4 月 12 日から施行する。
(一部変更認可)

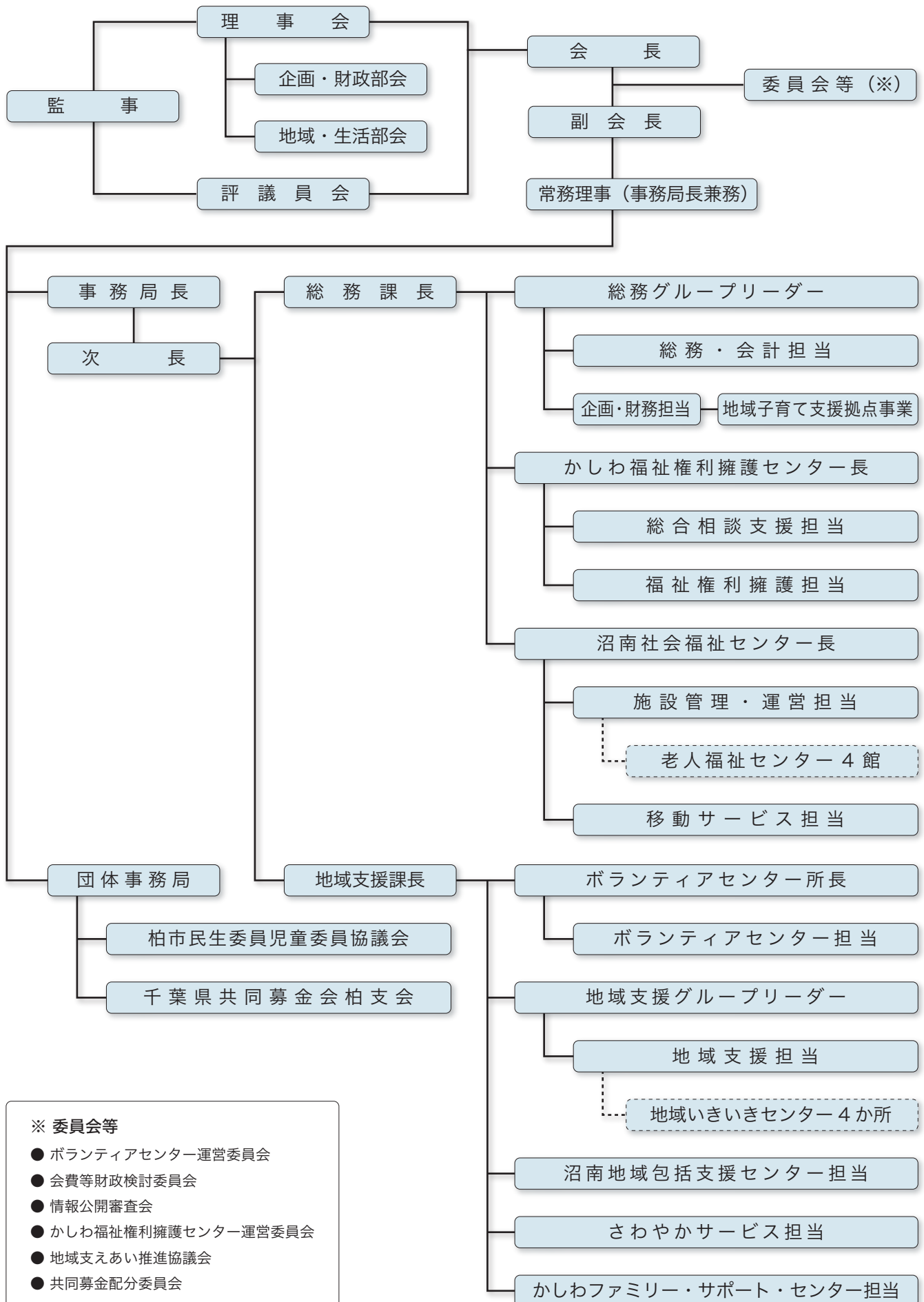
附 則

この定款は、平成 27 年 4 月 17 日から施行する。
(一部変更認可)

附 則

この定款は、平成 28 年 2 月 12 日から施行する。
(一部変更認可)

2 組織図



3 事業内容

1 法人運営・計画・団体事務局等

(1) 役員会議等 [自主]

- ① 正副会長会議
- ② 理事会
- ③ 評議員会
- ④ 監事監査
- ⑤ 部会（地域・生活部会、企画・財政部会）
- ⑥ 福祉サービス調整委員及び情報公開審査会
委員合同会議

(2) 柏市地域健康福祉活動計画 [自主]

① 計画概要

市の地域健康福祉計画（行政計画）の方向性を踏まえ、連携を取りながら市民や各種団体が主体的に進める「健康福祉活動の計画（民間計画）」です。

② 計画理念

『だれもが、その人らしく、住み慣れた地域で、共に、いきいきと暮らせるまち 柏』

③ 地域実践プロジェクト

Project-1

地域活動に積極的に参加しよう！

Project-2

積極的に情報を発信・取得・共有しよう！

Project-3

みんなが集える居心地の良い居場所をつくろう！

Project-4

孤立させないしくみをつくろう！

Project-5

日常生活を支援する活動をつくろう！

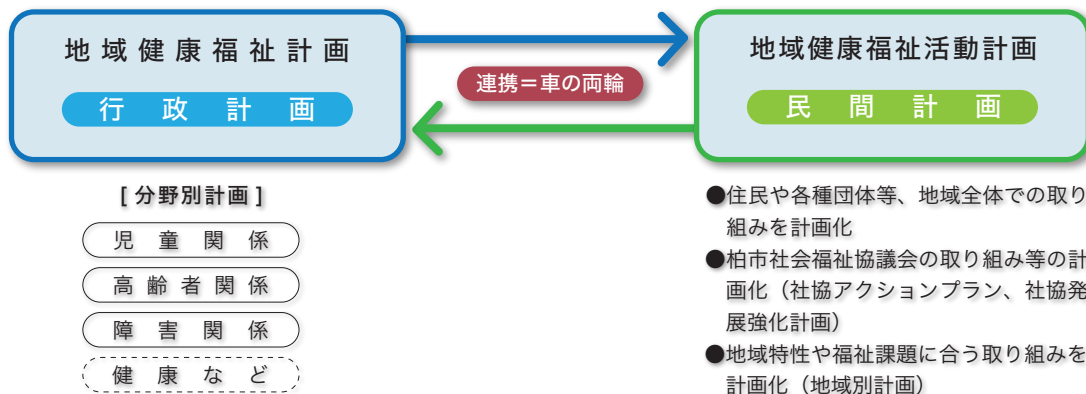
Project-6

さまざまな団体と交流や連携をしよう！

(3) 柏市住民福祉大会 [自主]

市内の社会福祉関係者及び一般市民の参加と協力によって、柏市における住民福祉に寄与さ

■ 地域健康福祉活動計画と地域健康福祉計画との関係



■ 5か年単位で策定

計画 \ 年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">地域健康福祉計画</div> <div style="background-color: #007bff; color: white; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">行政計画</div>	第2期（H21～H25）					第3期（H26～H30）				
<div style="border: 1px solid green; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">地域健康福祉活動計画</div> <div style="background-color: #28a745; color: white; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">民間計画</div>	第2期（H21～H25）					第3期（H26～H30）				

れた方々を表彰し、感謝の意を表するとともに、今後の地域福祉の充実と発展を図ります。

(4) 啓発活動 [自主]

① 地域福祉の情報紙「紙ひこうき」

行政連絡物として全戸に回覧し、また会員に対して送付するなど、地域福祉の情報提供及び広報活動を行っています。

(5・9・1月の年3回発行、回覧、8頁構成、発行部数 約 18,000部/回)

② 社協ガイド(年1回更新)

③ ホームページ(随時更新)

④ 地域福祉啓発ポスター

特別会員の社会貢献に対する高揚及び地域福祉の推進を図るためポスターを作成し、関係諸機関への配付及び掲示し、啓発を行っています。

⑤ 老人の日・老人週間

「敬老の日」に因み、ポスターをいきいきプラザ、沼南社会福祉センター、ボランティアセンターに掲示し啓発を行っています。

⑥ 児童福祉月間

「こどもの日」に因み、ポスターを柏市役所、いきいきプラザ、沼南社会福祉センター、ボランティアセンターに掲示し啓発を行っています。

(5) 社会福祉関係行事の後援等 [自主]

市民の幅広い参加が期待でき、柏市の社会福祉事業の推進上有益であると認められる行事に対し、後援等を行っています。

(6) 柏まつり「ふれあいストリート」の運営 [自主]

柏まつりにおいて、当事者団体等が出店する「ふれあいストリート」の運営を行っています。

(7) 柏市民生委員児童委員協議会事務局 [事務協力]

地域福祉を推進するため、柏市民生委員児童委員協議会事務局を担当しています。

単位民生委員児童委員協議会(22地区)、定数542名(平成28.4.1現在)

(8) 他機関への協力・支援 [委員・講師等] [自主]

市及び関係機関との連携・支援として、役職員による会議の委員等協力、講師派遣を行っています。

(平成27年度実績 職員の講師派遣56回)

2 会員・寄附・共同募金等

(1) 会員会費 [自主]

町会・自治会・区・管理組合等をはじめ、個人、企業、福祉団体・施設等から、重要な財源である社協会費の協力を得ています。

(住民会費1世帯300円、特別会員1口

10,000円、団体会員1口5,000円、個人会

員1口1,000円)

(2) 寄附 [自主]

個人や団体、企業等から寄附金等をいただいています。

寄附は、生活困窮者支援や災害対策等に、物品預託は、福祉施設への寄贈等に活用しています。

(3) 千葉県共同募金会柏市支会 [事務協力]

共同募金は、住民相互のたすけあいの精神にもとづき、法律に位置づけられた(社会福祉法第112条以下)全国的に行われる募金運動です。募金運動は各都道府県を単位として実施され、柏市では社会福祉法人千葉県共同募金会のもとで柏市支会が募金活動にあたっています。

(4) 共同募金・歳末たすけあい配分事業 [自主]

福祉活動団体等の助成や福祉教育、心配ごと相談、地域福祉の情報紙の発行、生活困窮世帯援護金支給等に配分しています。

(5) 自動販売機設置経営事業 [自主]

地域福祉を推進する自主財源の確保を目的として、沼南社会福祉センター、老人福祉センターにおいて自動販売機を設置経営しています。

3 地域支援・ボランティア

(1) 地域活動拠点事業 [自主・市補助]

地域づくり・子育て・障害者・高齢者支援等の充実を図るため、近隣センターを拠点として、身近な福祉の相談窓口「地域いきいきセンター」を設置し、福祉総合相談、住民参加型有償サービス、ボランティアコーディネート、地域支援を行っています。

(風早南部、松葉町、光ヶ丘、豊四季台)

(2) 地区社会福祉協議会の設置及び活動支援 [自主・市補助]

市内を22地区に分割し、各地区の地域性に合わせた身近な福祉活動の実施や活動団体の支援を行う住民組織(団体)である地区社会福祉協議会を設置しています。福祉活動を解決していくため、助けあい支えあい等の活動を実践していくために地区社会福祉協議会助成金を交付しています。

- ① 地区担当職員配置による活動支援
- ② 地区社会福祉協議会活動推進連絡会等
- ③ 地区社会福祉協議会活動助成金の交付
- ④ 情報提供(毎月)
- ⑤ 活動実績報告書の作成・配布
- ⑥ 地区社協一般参加者傷害補償保険の加入
- ⑦ 訪問支援ボランティア意見交換会の開催
- ⑧ 子育てサロンネットワーク会議の開催
- ⑨ 障害者地域交流推進事業

(3) 生活支援体制整備事業 [市委託]

地域支えあいの充実・強化を図るため、柏市地域支えあい推進協議会の開催、コミュニティエリア単位による地域支えあい推進員の配置・支えあい会議の開催、団体補助金交付等により、多様な主体による生活支援等の提供体制を構築しています。

- ① 柏市地域支えあい推進協議会の開催
- ② 地域協議体「支えあい会議」(コミュニティエリア単位)
- ③ 生活支援コーディネーター

・第1層 社協職員

・第2層 地域支えあい推進員(コミュニティエリア単位に配置)

④ 柏市訪問型生活支援サポーター(通称:かじサポ)養成

⑤ 団体補助金交付(たすけあいサービス及び通いの場事業費補助金)

(4) ボランティア活動(ボランティアセンター) [自主・市補助]

ボランティアに関するあらゆる相談に対応するため、各種関係団体との連携や市民が活動に参加しやすい情報収集・発信、人材育成、相談からコーディネート等を行っています。

- ① ボランティアセンター運営委員会の開催
- ② 啓発活動
パンフレット、団体一覧、通年ボラ冊子、ホームページ、フェイスブック等
- ③ 育成講座
- ④ ボランティア登録(個人・団体)
- ⑤ ボランティア相談及び紹介

(5) 災害ボランティアセンター [自主]

発災時に、災害ボランティアセンター機能を果たすため、マニュアルや資機材の整備・更新、コーディネーターの養成、訓練等を実施しています。

- ① マニュアル改訂・資機材整備
- ② 災害ボランティアコーディネーター養成講座
- ③ 職員研修及び設置訓練

メール配信による初期行動訓練(月1回)、職員研修及び設置訓練(各年1回)

(6) ふれあい型給食サービス [自主]

ひとり暮らし高齢者を対象に、ボランティアが中心となって手作り弁当の配食(会食)を実施している団体の助成等を行っています。

4 福祉教育

(1) 体験学習支援

① 福祉体験への支援 [自主]

高齢者疑似体験等の福祉体験を希望する学校や企業等に対し、ボランティアや職員を派遣し、体験学習支援を行っています。

② 福祉教育ボランティアの養成 [自主]

体験学習支援を行うボランティアの養成及びフォローアップを実施しています。

③ 夏季ボランティア体験（夏ボラのススメ）

[自主]

青少年を対象に夏季ボランティア体験学習受入先紹介冊子「夏ボラのススメ」を作成し、市内の施設・団体の協力を得て、夏休みを利用したボランティア体験学習を実施しています。

④ 福祉教育普及パンフレット「ふくしの種」

[自主]

児童が福祉に触れる機会の充実を図るため、市内小学生に対し、「親子で考える福祉」をテーマに、普及啓発パンフレット「ふくしの種」を配布しています。（年2回）

⑤ 福祉体験教室 [自主]

ボランティア団体等の協力を得て、小学生を対象に、夏休みや冬休み期間に福祉体験教室を実施しています。

⑥ 体験機材等の貸出 [自主]

福祉体験資機材の貸出しを行っています。（車椅子、高齢者疑似体験道具、アイマスク・白杖、点字練習器）

(2) 福祉の心作品展 [自主]

市内小・中学校の児童・生徒を対象に、福祉に関するポスター・標語を募集し、福祉に対する意識の醸成を図っています。

(3) 実習生の受入 [自主]

社会福祉士受験資格取得等のための社会福祉現場実習生を受け入れています。

5 在宅福祉サービス（高齢・障害・子育て支援）

(1) さわやかサービス [自主・市補助]

高齢者や障害者、妊産婦を対象に、会員制による住民参加型有償サービスとして、生活援助や軽度の介護サービスを提供しています。

① 会員登録（利用会員、協力会員）

年会費 1,200 円

② サービス内容

生活援助サービス（産前産後サービス）

1 時間 880 円

介護サービス 1 時間 1,100 円

緊急通報サービス 月額 4,104 円（税込）

③ 相談

④ 人材育成・交流活動

協会会員登録説明会、講習・研修会、会員交流会、非営利団体連絡会

⑤ 普及啓発活動

会報「さわやかだより」（年4回発行）

(2) 柏市家事・育児援助業務事業 [市委託]

児童の養育環境が整わず支援が必要と市が判断した家庭に家事を中心とした援助を実施しています。

(3) 移動サービス [自主・市補助]

車椅子を利用し、公共交通機関を利用することが困難な方について、福祉車両（6台）による移動支援を行っています。

(4) 福祉有償運送運転者講習会（国土交通省認定）

福祉有償運転者の育成を目的として、講習会を開催しています。

(5) かしわファミリー・サポート・センター事業

[市委託]

安心した子育てができる環境づくりを目指し、育児の援助を行うことを希望する人（協会会員）とその援助を受けることを希望する人（利用会員）で構成する会員相互による育児の援助活動の相談や支援を行っています。

① 会員登録（利用会員、協力会員）

入会金 1,000 円

② 入会説明会・研修等

入会説明会、随時個別説明会、協力会員基礎研修会・フォローアップ研修会、ファミサポフェスタ、地区別交流会、事例検討会、地区リーダー連絡調整会議

③ 援助活動

月曜日から金曜日までの午前7時～午後8時 1時間 700円

平日の上記以外の時間、土・日・祝日及び年末年始 1時間 800円

(冠婚葬祭、兄弟の学校行事の時、通院、リフレッシュ等の預かり、こどもルーム等のお迎え、塾等の送り)

④ 普及啓発活動

広報紙「ぞうさん通信」(年4回発行)

(6) 地域子育て支援拠点事業 [市委託]

子育ての当事者である乳幼児の親同士が支え合い、子ども同士も育ち合う関係づくりのための場や機会を提供し、子育て親子の孤立防止や子育て不安や負担の解消等を図っています。

(7) 車椅子の貸出 [自主]

緊急的かつ一時的に車椅子を必要とする方に対し無料で車椅子を貸出ししています。

(貸出の場所: ボランティアセンター、沼南社会福祉センター、柏寿荘、南部老人福祉センター)

6 相談支援・貸付・援護金

(1) 福祉総合相談事業(心配ごと相談含む) [自主]
福祉問題の解決の手助けができるよう福祉サービスや関係機関等の情報提供、助言、支援を行っています。

① 福祉総合相談事業

② 心配ごと相談

心配ごと相談員[14名委嘱]を配置し、教育福祉会館は毎週水曜日、沼南社会福祉センターは毎週木曜日に心配ごと相談所を開設しています。

(2) 福祉資金貸付事業 [自主]

生活困窮世帯に対し、必要な資金の貸付を行うことにより、自立生活支援を行っています。

一般貸付上限 20,000円

特別貸付上限 100,000円

交通費貸付上限 300円

(3) 生活福祉資金貸付事業 [県社協委託]

低所得者や高齢者、障害者に対し、生活に必要な資金の貸付を行うことにより、経済的に支えると共に、その在宅福祉及び社会参加の促進を図っています。

① 生活福祉資金及び臨時特例つなぎ資金

② 不動産担保型生活資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金

(4) 交通遺児援護金等支給 [自主・事務協力]

交通事故により、父または母を失った18歳未満の遺児のいる世帯に対し、援護金等を支給しています。

① 交通遺児援護金・高等学校入学支度金支給 【自主】

② 交通遺児援護金勉学奨励金・激励金・見舞金 【県社協事務協力】

(5) 障害者就労支援に係る職場体験・実習の受入 [自主]

障害者の就労支援を推進するため、LITALICO ワークス柏やハートフルワーク柏と連携し、職場体験・実習の受入を実施しています。

7 権利擁護・地域包括支援センター

- (1) 成年後見事業 [自主・市補助]
成年後見制度の普及啓発、相談及び法人後見業務等を行い、判断能力の低下した市民やその家族の福祉の向上を図っています。
 - ① 後見人受任
 - ② かしわ福祉権利擁護センター運営委員会
 - ③ 受任調整会議
 - ④ 成年後見無料相談会・基礎研修
 - ⑤ 意思決定支援事業「わたしの望みノート」
東京大学 GLAFS 意思決定支援共同研究班の協力のもと、「わたしの望みノート」の発行や普及啓発活動を行っています。
- (2) 柏市市民後見推進事業 [市委託]
高齢化に伴う後見人不足が見込まれる中、新たな後見人の担い手として市民後見人の養成を行っています。
 - ① 市民後見人養成講座
第1期 平成24年度養成18名
第2期 平成27年度養成10名
 - ② 市民対象講座の開催
- (3) 福祉サービス利用援助事業
[県社協委託・市補助]
判断能力が十分でないために適切なサービスの提供を受けられない方に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、財産管理、財産保全サービスを実施しています。
- (4) 沼南地域包括支援センター [市委託]
沼南圏域を担当し、高齢者の総合相談・権利擁護、介護予防プラン作成、地域の介護予防活動支援、ケアマネジャー支援を実施しています。また、地域包括ケアシステムの構築に向け、ネットワークづくり、社会資源の開発を行っています。

8 施設管理・介護予防

- (1) 沼南社会福祉センター設置経営事業
[自主・市補助]
子どもから高齢者、ボランティア等が利用する沼南社会福祉センターの管理運営を行っています。
- (2) 介護予防センターいきいきプラザ管理運営事業
[市委託]
介護予防センターいきいきプラザ管理運営を行っています。
- (3) 介護予防センターいきいきプラザ介護予防事業
[市委託]
介護予防の普及や介護予防に係る地域活動を応援する講座の企画・実施、ミニコミ誌発行、介護予防グッズの貸出、「げんきりんたいそう」の普及・啓発を行っています。
- (4) 介護支援サポーター業務 [市委託]
地域で福祉活動を行おうとする65歳以上の高齢者が、介護支援サポーターとして登録し、あらかじめ登録された介護保険施設等においてボランティア活動することにより、年額5,000円を上限に、奨励金が受け取れる制度です。
- (5) 地域福祉センター管理運営事業 [指定管理]
地域における福祉活動の拠点として、ボランティアの養成及び活動のために大会議室、和室、ボランティア室等の場を提供しています。
 - ① 大会議室等の貸出
 - ② ボランティア養成講座
手話講習会（入門・基礎）、点訳奉仕員養成講座、音訳ボランティア養成講座
- (6) 老人福祉センター管理経営事業 [指定管理]
高齢者の健康で豊かな生活を支援するため、各種相談や健康増進、教養の向上、レクリエーション等、生涯を通じた健康づくり（介護予防）と社会参加の場を提供しています。（柏寿荘、中央老人福祉センター、南部老人福祉センター、沼南老人福祉センター）

地区社会福祉協議会の設置及び人口等の状況

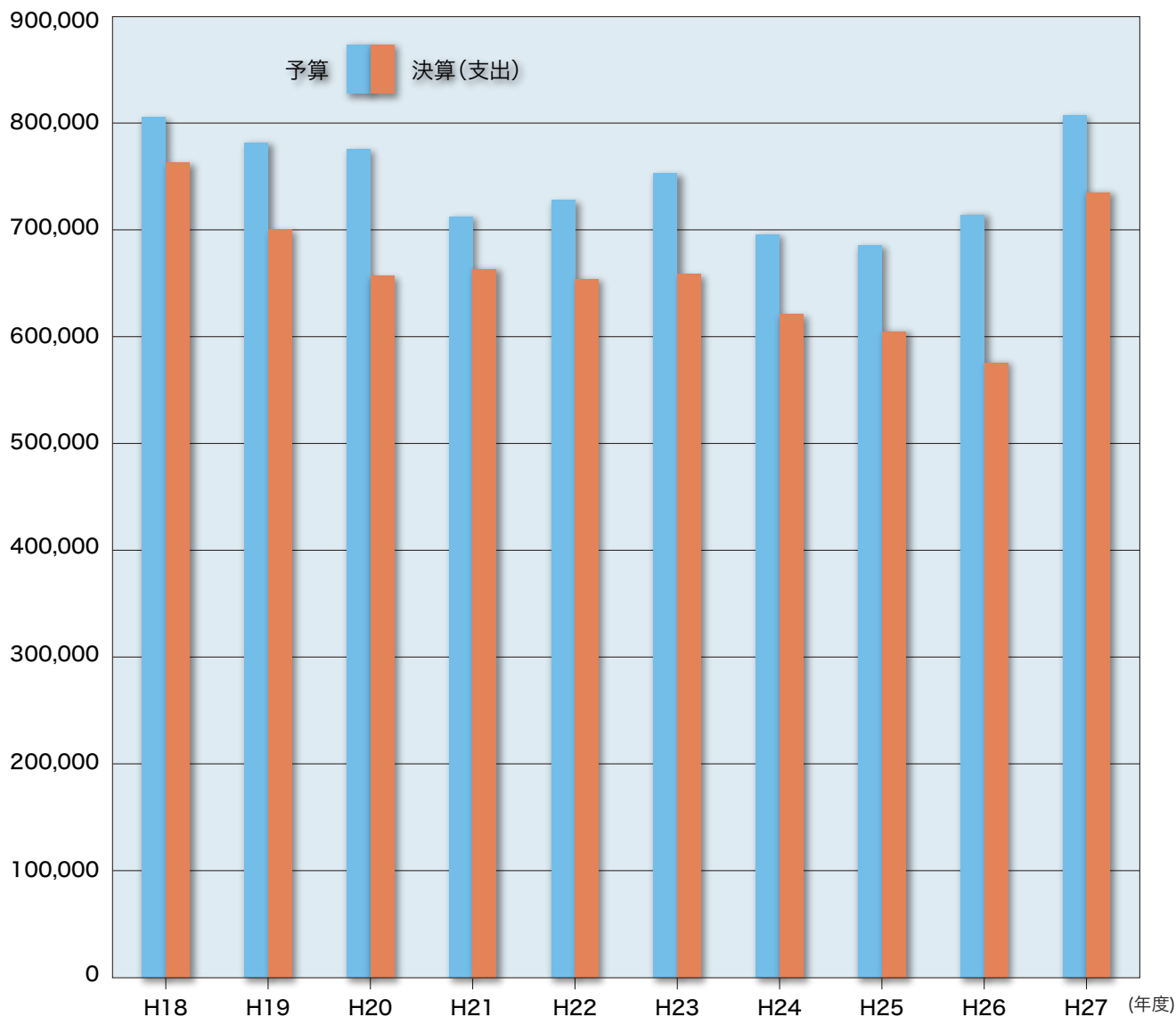
平成 28 年 4 月 1 日現在

地区社協名		小域福祉圏 ネットワーク 推進委員会 設置年月日	地区社協 (移行) 設置年月日	人 口 (人)	14 歳以下 人 口 比 (%)	65 歳以上 人 口 比 (%)	自 治 組織数 (数)
1	柏 中 央	昭 和 63 年 2 月	平 成 12 年 7 月	26,211	12.4	20.0	22
2	新 田 原	平 成 8 年 7 月	平 成 11 年 4 月	14,848	12.1	25.4	13
3	永 楽 台	昭 和 63 年 4 月	平 成 10 年 4 月	11,573	12.0	26.3	7
4	富 里	昭 和 63 年 10 月	平 成 10 年 7 月	19,869	13.3	20.0	9
5	豊四季台西	昭 和 63 年 3 月	平 成 10 年 6 月	24,453	12.8	21.5	12
6	豊 四 季 台	昭 和 63 年 12 月	平 成 12 年 4 月	5,652	5.9	46.2	1
7	旭 町	昭 和 62 年 11 月	平 成 10 年 4 月	12,105	13.6	17.1	9
8	新 富	昭 和 62 年 12 月	平 成 10 年 4 月	21,752	14.7	19.5	9
9	高 田	平 成 元 年 4 月	平 成 11 年 8 月	18,703	14.7	21.7	14
10	松 葉	昭 和 63 年 5 月	平 成 13 年 7 月	11,521	10.1	33.9	18
11	田 中	昭 和 63 年 9 月	平 成 11 年 5 月	43,751	16.7	20.1	23
12	西 原	昭 和 63 年 2 月	平 成 10 年 6 月	17,118	12.2	29.1	16
13	富 勢	昭 和 63 年 12 月	平 成 11 年 7 月	24,034	10.5	28.1	21
14	土	昭 和 63 年 12 月	平 成 10 年 2 月	21,488	11.9	29.2	19
15	藤 心	平 成 8 年 8 月	平 成 11 年 1 月	14,828	12.1	28.6	14
16	光ヶ丘	光ヶ丘	昭 和 63 年 8 月	33,894	12.6	25.4	18
		南光ヶ丘	昭 和 63 年 3 月				
17	酒 井 根	平 成 8 年 5 月	平 成 12 年 4 月	12,551	13.4	28.2	9
18	南 部	昭 和 63 年 4 月	平 成 10 年 9 月	23,225	13.0	27.5	20
19	大津ヶ丘・塚崎	平 成 3 年 3 月	平 成 9 年 4 月	13,047	10.2	31.9	18
20	風 早 北 部	平 成 2 年 1 月	平 成 11 年 10 月	12,462	19.5	19.9	5
21	風早南部	風早南部	平 成 2 年 3 月	22,574	15.3	22.1	6
		高 柳	平 成 元 年 3 月				
22	手 賀	昭 和 63 年 3 月	平 成 10 年 4 月	4,374	8.0	31.5	9
合 計				410,033	13.2	24.6	292

※人口等の数値は、柏市社会福祉協議会が独自に算出した数値である。

4 10年の予算・決算の変遷 (H18～H27年度)

(単位:千円)



単位:円

年 度	予 算		決 算	
	金 額	前 年 比	金 額	前 年 比
平成 18 年	802,035,000	94.1%	761,419,930	85.9%
平成 19 年	779,570,000	97.2%	699,693,056	91.9%
平成 20 年	772,686,000	99.1%	653,606,308	93.4%
平成 21 年	709,894,000	91.9%	660,548,985	101.1%
平成 22 年	725,431,000	102.2%	650,980,965	98.6%
平成 23 年	751,844,000	103.6%	656,120,811	100.8%
平成 24 年	693,994,000	92.3%	618,721,272	94.3%
平成 25 年	685,320,000	98.8%	604,709,818	97.7%
平成 26 年	714,014,000	104.2%	575,551,606	95.2%
平成 27 年	806,997,000	113.0%	734,397,755	127.6%